

社会福祉法人 清水の会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 清水の会（以下「当法人」という。）定款第九条及び第二四条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(常勤役員の定義)

第2条 常勤役員とは、役員のうち当法人における勤務実態が明らかであり、当法人の定める就業規則ほか諸規程・規則が全て適用される者をいう。

2 常勤役員とは、次の者をいう。

- (1) 理事長
- (2) 常務理事

3 前項で定める役員について、常勤として置かない場合もある。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等第2条に定める常勤役員の定義に当たる者については、報酬及び賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。

(退職手当)

第4条 役員等における退職手当は支給しない。ただし、常勤役員等で法人が加入している退職金共済に加入の場合は、これを適用する。

(常勤役員等の報酬の算定方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬は、法人の定める給与規程及び本規程に基づき、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬は月額とし、前職歴等を勘案し、評議員会の決議により別表1に定める常勤役員報酬月額表に基づき支給する。
- (2) 賞与は、別表2に基づき職員の例により支給できるものとする。
- (3) 給与規程で定める管理職手当を除くその他手当については、職員の例により支給できるものとする。

(非常勤役員等の報酬の算定方法)

第6条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額を支給する。ただし、業務時間が1時間未満の場合は支給しないものとする。
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、当法人が定める職員旅費規程に準じて、旅費(交通費、日当、宿泊費)を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第7条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日、祝日または取引銀行の休日にあたる場合は、職員給与規程に準じた日とする。
 - (2) 賞与については、毎年6月及び12月とし、職員給与規程に準じた日とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に参加した都度、支給する。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第9条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、職員給与規程第5条に基づき日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第10条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り上げて支給する。

(公表)

第11条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1

常勤役員報酬月額表(理事長、常務理事)

(単位:円)

等級	月額
第1号	220,000
第2号	240,000
第3号	260,000
第4号	280,000
第5号	300,000
第6号	320,000
第7号	340,000
第8号	360,000
第9号	380,000
第10号	400,000

別表2

常勤役員等の賞与

6月の賞与	報酬月額×1.9か月分
12月の賞与	報酬月額×2.05か月分

別表3

非常勤役員等の報酬日額表

(1) 評議員

(単位:円)

業務内容	支給対象時間		
	1時間未満	1時間～ 5時間未満	5時間以上
評議員会への出席 上記の他、法人及び施設業務のための出勤	支給対象外	5,000	10,000

※評議員の報酬等については、定款第九条において、各年度の総額が600,000円を超えない範囲で支給できるものとして規定している。

(1) 理事

(単位:円)

業務内容	支給対象時間		
	1時間未満	1時間～ 5時間未満	5時間以上
理事会等会議への出席 上記の他、法人及び施設業務のための出勤	支給対象外	5,000	10,000

(1) 監事

(単位:円)

業務内容	支給対象時間		
	1時間未満	1時間～ 5時間未満	5時間以上
監事監査への出席等 上記の他、法人及び施設業務のための出勤	支給対象外	5,000	10,000